

茨城労働局長 西井 裕樹 殿

茨城県労働組合総連合
議長 石引 正則

政府がすすめる「働き方改革」の即時中止と正社員と非正規職員の抜本的格差の是正並びに最賃引き上げを求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。また、私たち茨城県労働組合総連合の活動にご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、安倍首相は「働き方改革」を、現内閣の「最大のチャレンジ」と位置づけ、9つのテーマに取り組むとしています。その中には、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現、最低賃金の引き上げなど従来から労働組合が要求してきた課題も含まれており、多くの労働者が注目と期待を寄せているところです。

しかし、検討中の政策の内容をみると、労働者の要求、期待とは程遠いどころか、逆の方向をめざすものと言わざるを得ません。「残業時間の上限規制の検討」を掲げながら、厚生労働省の検討委員会で議論されているのは「柔軟で弾力性のある規制」です。そればかりか、労働時間の規制が適用除外される「柔軟な働き方」を導入し「残業代ゼロで働かせ放題」を合法化しようとしています。さらに、裁判で解雇無効とされても一定の金銭を払えば解雇ができてしまう「解雇自由法制」の実現もめざしています。人材ビジネスの事業領域の拡大やテレワーク・兼業・副業を契機とする個人請負化をはかり、雇用流動化を加速化させ、不安定雇用を典型労働にしようとしています。ワーキングプアが増大する事態に対し、雇用形態別の格差を是正する提案をしつつも、最低賃金は最低生活費の水準に遠く及ばない金額に抑え、雇用の流動化と非正規化により、労働者全体の平均賃金を下方均衡させようとしています。「多様で柔軟な働き方」は、今より低コストで、いつでも調達でき、いつでも首切りができる、使用者にとって都合のよい働かせ方に他なりません。私たち茨城労連は、政府がすすめる「働き方改革」には反対です。よって、貴労働局に下記の事項を要請するとともに、文書で回答いただくことを求めます。

記

1. 憲法14条1項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
 - (1) 同一労働同一賃金、均等待遇を実現するために、正社員と非正規職員の基本給、昇給、賞与、役職手当の格差をなくすよう本省に要請すること。
 - (2) 要請趣旨を実現するために、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働契約法、パート労働法、労働者派遣法、最低賃金法、その他関連法を改正するよう本省に要請すること。
2. 最低賃金の引き上げについて
 - (1) 最低賃金法を改正し、8時間働けば生計費を確保できる金額水準とする旨を法に明記するよう本省に要請すること。
 - (2) 全国統一最低賃金制度を設けるよう本省に要請すること。当面、茨城地方最低賃金審議会において、地域最低賃金を時給1000円以上となるよう審議会に働きかけること。
 - (3) 広範な事業所で円滑に実施されるよう、中小企業に対する助成措置の拡充、中小企業振興策、官公需優先の発注を本省に要請すること。
 - (4) 茨城地方最低賃金審議会の労働者委員を茨城労連推薦の委員からも選考すること。また、専門部会などへの傍聴を認め、議事録も公開すること。
3. 日立工機売却に伴う整理解雇や人員整理を行わせないこと。
 - (1) 平成25年3月27日付本省通達に基づき、貴労働局が具体的な情報を把握すること。企業に対し雇用維持努力を要請すること。ひたちなか市と連携して雇用対策本部を設置し、積極的な対応を図ること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかわる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。
 - (1) 仕事を求める労働者や労働組合の意見や要望を聴取して、正規労働者の雇用の確保、労働条件の改善を図ること。特に青年・女性労働者の安定雇用確保に関する施策を充実させるよう本省に要請すること。

労働者の賃金・労働条件の向上、雇用と労使関係の安定を求める要請書

日頃より、労働者の福祉増進と企業における労使関係の安定に向けた貴協会の活動に敬意を表します。また、私たち茨城県労働組合総連合の活動にご理解を賜り、心から感謝申し上げます。

日本経済を不況から脱却させ、経済の好循環を実現するには、内需重視の景気対策が必要であり、賃金の引き上げが必要であることは、国だけでなく国際的にも共通認識となっています。しかし、政府による金融緩和や財政出動、経済団体への「賃金引上げ」要請にもかかわらず、賃金の改善は進まず、逆に非正規雇用労働者が2000万人を超えるまで拡大し、低賃金労働者の増加と消費税増税や物価上昇が実質賃金の低下に拍車をかけています。賃上げが実現しないため、消費支出の減少が続き、地域経済を疲弊させ、消費税の増税分を転嫁できない中小企業は相次いで経営困難に陥っています。アベノミクスによって大企業のグローバル化がすすんでも、個人消費・内需への影響は限定的で、賃金の改善は進んでいません。さらに非正規雇用労働者が全労働者の40%に達するなど、低賃金労働者の増加と格差が深刻化しています。一方で大企業の内部留保は増え続け、313兆円にも達しました。さらに安倍首相は、「働き方改革」を「1億総活躍社会に向けた、最大のチャレンジ課題」と位置づけて、労働者のためであるかのように装いながら、大企業や人材ビジネスが欲しがるとしての制度の実現と搾取の強化をねらい、労働者保護制度の解体をねらっています。

政府は97兆4547億円の2017年度予算案を編成していますが、消費税増税を先送りしたツケを労働者・国民と中小企業へ押し付け、軍事費拡大と大企業負担を軽減する中身が目白押しです。多国籍化する輸出大企業を優先する行政を転換し、社会保障の拡充と税による所得の再配分機能と中小企業への支援・振興策を強化し、労働者の賃金引き上げと雇用の安定が緊急に必要です。そのために必要な財源は、「カネ余り」の大企業に応分の負担を担わせることなどで確保すべきです。消費税の再増税、社会保障の改悪と負担増、労働法制の改悪をやめ、働く者が安心して働き続けられる社会が求められます。

つきましては、大幅賃金引上げ、賃金底上げのための最低賃金大幅引き上げ、雇用を安定させるとともに、県内の労働者が安心して働くことができるよう、また、県民生活と経済の安定に資するため以下のとおりご尽力頂きますよう要請致します。

記

1. 会員企業に働く労働者の生活改善に向け、大幅賃上げ・労働条件の改善と雇用の安定のためにご尽力を頂くこと。
 - ①収益が改善している企業は、今春闘において内部留保も活用し、昨年以上の大幅な賃上げを行うよう、会員企業に要請して頂くこと。業績の厳しい企業についても、労働者への投資は未来への投資と地域経済への貢献と考え、賃上げを検討して頂くこと。
 - ②中小企業の最低賃金引上げ支援対策として国が実施している「業務改善助成金」も利活用しながら、非正規労働者の賃金の底上げを行うよう、会員企業に要請して頂くこと。
 - ③不払い残業や「名ばかり管理職」、非正規切り、不当解雇などの違法、脱法の根絶を会員企業に要請していただくこと。
 - ④過労死・過労自殺をなくし、メンタルヘルス問題の改善に向け、パワハラ・セクハラ問題の改善、長時間過密労働の改善、サービス残業の根絶、年次有給休暇の完全取得などを推進するよう、会員企業に要請して頂くこと。
 - ⑤労働者派遣法や労働契約法における無期雇用契約への転換制度を労働者に周知するよう会員企業に要請して頂くと共に、会員企業における非正規労働者の正規雇用化、同一労働同一賃金の原則に基づく均等待遇を促進して頂くこと。
 - ⑥学生、若者に不当な働き方をさせる「ブラックバイト」・女性労働者に対する「マタニティハラメント」の根絶を周知し、安心して働き続けられる職場づくりの推進をして頂くこと。
 - ⑦子育てしながら働き続けるための条件整備や高齢者雇用に積極的に取り組むよう、会員企業に要請して頂くこと。
2. 県内における高卒・大卒予定者や障害者、高齢者を正規雇用するよう、会員企業に要請して頂くこと。
3. 会員企業における労使関係の安定に向けて、よりいっそうのご尽力を頂くこと。とりわけ、労働争議については、労働者の権利と生活にご配慮頂き、その解決に向けご尽力を頂くこと。
4. 会員企業をはじめ県内で働く労働者が安心して働き続け、健康で文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現、ならびに、地域経済の健全な発展に寄与するためにご尽力を頂くこと。
 - ①最低賃金が時給1,000円に接近する引上げとなるよう、茨城地方最低賃金審議会の方でご奮闘頂くこと。
 - ②製造業務派遣・登録型派遣の全面禁止や無期雇用への転換の法的義務化など、労働者派遣法の抜本改革を国に求めて頂くこと。
5. 東海第二原発の再稼働に反対し、環境保護、安全安心なまちづくり、人権尊重の観点から、再生可能な自然エネルギーへの転換のとりくみを推進して頂くこと。

2017年 2月16日

茨城県知事 橋本 昌 殿

請願人代表 東茨城郡茨城町谷田澤295
茨城県労働組合総連合議長 石引 謙 朗



茨城県で働く労働者の賃金引上げを求める請願書

日頃より、県内の労働者の賃金や労働条件の改善等にご尽力されていることに敬意を表します。

安倍内閣は、非正規労働者の割合が4割となり、不安定雇用、子どもの貧困につながる低賃金での雇用や電通での過労死などが社会問題となっているにもかかわらず、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すとして、労働者派遣法「改悪」に続き、財界の言いなりになって「残業代ゼロ法案」と呼ばれる労基法「改正」、金銭による解雇自由化への策動など、労働者を守る労働法制の改悪を進めようとしています。

「一億総活躍社会」「働き方改革」を掲げた安倍首相は、11月の「働き方改革実現会議」で、4年連続の「ベア実施」を財界に要請しましたが、この間、賃上げは依然として一部大企業にとどまり、労働者の7割にあたる中小企業労働者や、4割に達する非正規労働者には波及せず、賃金格差が広がっています。

今求められているのは、安心して働き続けられるためのルール作りであり、最低賃金をはじめとした労働者賃金の大幅な底上げと言えます。茨城県におかれても、県職員、県で働く非正規職員の賃金引上げ、公契約条例の制定による県内労働者の賃金水準の大幅な引き上げが必要です。

つきましては、下記事項について請願法にもとづき請願します。

【請願事項】

1 最低賃金、県職員の賃金の引き上げについて

- (1) 茨城県の最低賃金を時給1,000円以上とするよう茨城地方最低賃金審議委員会に働きかけること。そのために、県が率先して、自ら雇用する非正規職員の時給を最低でも1,000円以上とすること。
- (2) 非正規職員の労働条件を正規職員との均等待遇をはかるなどして改善すること。
- (3) 県職員賃金が県内の民間労働者の賃金や地域経済に影響を及ぼすことから、県職員の賃金引上げを行うこと。

2 雇用の改善、労働行政の拡充について

- (1) 非正規雇用から正規雇用への促進をはかるよう県としての対策を講じること。
- (2) 雇用と労働者の権利を破壊する労働諸法制の改悪に反対すること。
- (3) 茨城労働局に勤務する労働基準監督官等の増員を国に要請するとともに、ブラック企業・事業所や残業代不払い、二重派遣、偽装請負などを根絶するために可能な対応をはかること。

3 公契約条例について

- (1) 茨城県で公契約条例を制定し、県発注の公務・公共業務（委託、工事請負、役務等）に関わる労働者の賃金水準を保障すること。